

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 26 日

公益社団法人日本建築士会連合会 御中
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 御中
公益社団法人日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業における工事出来高の確認等について
(ご協力をお願い)

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため、本年 11 月 19 日に新たな経済対策が閣議決定され、子育て世帯・若者夫婦の省エネ住宅の取得の支援を行うとされたことを踏まえ、子育て世代の住居費負担の支援強化や住宅分野の脱炭素化の強力な推進を目的として、本日閣議決定された令和 3 年度補正予算案に、「こどもみらい住宅支援事業」が盛り込まれたところです(事業概要案は別紙参照。令和 3 年度補正予算の成立が前提であり内容の変更があり得ます。)

本事業は、一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合に、所定の補助金を交付するものです。本事業の交付申請は事業者(施工業者、分譲事業者等)が行い、令和 4 年 3 月頃から申請受付開始することを想定しております。

本事業では、新築住宅に関し、以下の取扱を予定しております。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)に基づく省エネ基準に適合する住宅として補助を受ける場合、省エネ基準に適合することを証明する手段の一つとして、同法に基づく説明義務制度において説明の際に交付された省エネ基準への適合性に関する説明書を使用できること。
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害特別警戒区域に立地する住宅でないことについて、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を、本事業の交付申請書に添付すること。
- ・住宅の完成・引渡しの前であっても、一定の工事出来高への到達が確認できた時点で補助金の交付を行うこと。一定の工事出来高への到達について、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を、本事業の交付申請書に添付すること。

また、住宅のリフォームのうち耐震改修については、旧耐震基準により建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事を対象としており、要件を満たすことについて、建築士が確認を行い、その旨を記載した書類を本事業の交付申請書に添付することを予定しております。

つきましては、本通知の内容と併せて、本事業の申請者となる事業者から建築士に対して出来高等の確認の依頼がある場合は当該依頼にご協力いただきたい旨、建築士に対して周知いただきますようお願いいたします。なお、制度内容については以下に記載の国土交通省ホームページにて順次公表させていただきます。

(参考)

国土交通省ホームページ「こどもみらい住宅支援事業について」

URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000195.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111 (代表) 、 03-5253-8510 (夜間直通)

担当 : 住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 (内線39463)

課長補佐 佐藤 (内線39472)

既存住宅検査・評価係長 池本 (内線39471)

<こどもみらい住宅支援事業お問合せ窓口>

電話 : 03-6732-8830

受付時間 : 9:00~17:00 (土、日、祝日を含む。)

※今後選定する事務局において、専用のコールセンターを1月頃に開設する予定です。それまでの期間は、上記において問合せをお受けします。